

南極訪問者のための 一般的ガイドライン

本ガイドラインは、南極条約地域を訪れるすべての人々およびすべての活動に適用されます。南極への訪問はすべて、南極条約・環境保護に関する南極条約議定書と、南極条約協議国会議(ATCM)により採択された措置、決定、決議に従って行われなければなりません。すべての活動は、環境影響評価の対象であり、事前の承認・許可を得ているか、関連する国家管轄当局のすべての要件を満たしている必要があります。

南極の野生生物の保護

野生動物

- 南極の野生生物の採取またはそれらに対する有害な干渉は禁じられています。
- 陸上でも海上でも、野生動物の近くではゆっくりと注意深く移動または操縦し、騒音は最小限に抑えてください。
- 野生動物に干渉しないように適切な距離を保ってください。一般的には、陸上の野生動物からは5m以上離れてください。ただし多くの場合、より長い距離が必要になることもあります。種またはサイト固有のガイドラインに記載されている距離に関する指示に従ってください。
- 常に動物の移動を優先し、海と陸、営巣地、その他の目的地の間の移動ルートを防がないでください。
- 人間の行動に影響を受けた場合、動物は行動を変える可能性があります。野生動物の行動を観察します。野生動物の行動が変化した場合(寝そべった状態から体を持ち上げた、警戒して頭を動かした、黙っていたのに声を出し始めたなど)には、動作を止めるか、ゆっくりと動物から離れてください。
- コロニー周辺の外側に留まり、安全な距離から観察してください。動物は、繁殖時(巣作りの時期を含む)や羽根が抜け替わる時期は、刺激に対し特に敏感に反応します。
- 状況はその時々で異なります。その場所の地形や個々の状況が、干渉に対する野生生物の脆弱性を左右することもあるため、これらを考慮するようにしてください。
- 足元にトウゾクカモメ、ペンギン、ミズナギドリ、ヒナ、巣材がないか注意してください。
- 無人航空機は野生生物の近くで使用してはなりません。
- 野生動物に餌を与えたり、または食べ物やゴミを周辺に置いてはなりません。

植物

- コケや地衣類を含む植物は、もろく生長が非常に遅いものです。コケ類の群生や岩を覆う地衣類の損傷を避けるため、そうした植生の上で歩行、運転、上陸してはいけません。
- 徒歩で移動する際にはできる限り既存の経路に従い、土壌や植生表面に対するかく乱や損傷を最小にしなければなりません。既存の経路が存在しない場合、最も距離が短かつ植生、脆弱な地形、がれ場の斜面、野生生物を避けることのできる経路を選択してください。

外来種の持ち込みおよび病原体

- 南極にはいかなる植物や動物も持ち込まないでください。
- 外来種の侵入と病気を防ぐため、南極に持ち込む前にブーツを十分洗浄し、衣類、バッグ、かばん、三脚、テント、ステッキを含むすべての機材を清潔にしておく必要があります。靴底、面ファスナー、ポケットに土壌や種子が含まれることがあるため、特に注意してください。車両や航空機も洗浄する必要があります。
- 南極内での外来種と病気の移動を防ぐため、上陸地点、地域間を移動する前に、すべての衣服、靴、装備を十分に清潔にしておく必要があります。

保護地域および建造物への配慮

南極特別管理地区(ASMA)および南極特別保護地区(ASP)

- ASPおよびASMAでの活動は、関連する管理計画にある条件に従い、これらの地区での活動の実施に関するすべての制限に従う必要があります。
- 南極特別保護地区(ASP)に立ち入るには、自身が所属する国家機関の許可証が必要です。ASP訪問時は許可証を携帯し、常にいかなる許可条件にも従ってください。
- 事前にASPおよびASMAの位置と境界線を把握し、それらの管理計画の条件を参照しておいてください(すべて南極条約事務局のウェブサイト(www.ats.aq)で確認できます)。

南極史跡記念物(HSM)および他の建造物

- 一部の歴史的な小屋はASPに指定されており、訪問には許可が必要です。訪問は、それぞれの管理計画に定められた条件に従う必要があります。

- 歴史的な小屋や建造物が観光やレクリエーション、教育的訪問のために使用できる場合があります。緊急事態を除き、その他の目的でこれらの小屋や建造物を使用してはなりません。
- 歴史サイト、記念碑、人工遺物、またはその他の建造物や緊急避難小屋(使用中であるかどうかにかかわらず)を損傷、撤去、破壊、変更してはなりません。
- 歴史的サイト、記念碑、物品、建物、他の建造物に関する具体的な規則は関連する訪問者のためのATCMサイトガイドラインを参照してください。
- 建造物や人工遺物へ損傷を与える原因となる可能性があるため、歴史的建造物に立ち入る前に、ブーツから雪や砂を落とし、衣類から雪や水分を取り除いてください。
- 歴史サイトの近辺を移動する際には、雪によって判別しづらくなった人工遺物などを踏まないように注意を払ってください。
- 当局の認知していない歴史的価値を有する物品を発見した場合には、触れたり近づいたりせず、旅行責任者やNCAに報告してください。
- 正式に指定されたHSMのリストはATS-ウェブサイトに掲載されています。

科学調査への配慮

- 一部の南極基地は、事前に手配されている訪問者を受け入れる場合があります。南極基地を訪問する前に許可証を取得してください。
- 訪問日程は事前に余裕をもって再確認するか、南極基地の管理者の案内に従って到着前に再確認してください。
- 南極基地を訪問する際は、これらの一般的なガイドラインに加え、各サイト固有の規則や基地訪問ガイドラインに従ってください。
- 科学調査用の装置やマーカーに触れたり、移動したりしないでください。実験中の場所、フィールドキャンプ、保管中の備品にも近づかないでください。

南極の原始の状態の維持

- 訪問の痕跡を残さない

廃棄物

- 陸上や海中にいかなるゴミや廃棄物も捨てないでください。
- 喫煙は、吸いがらの散乱や建造物に対する火事の危険性を避けるため、基地やキャンプなどの指定された場所以外では禁止されています。灰やゴミを回収して、南極外で廃棄してください。
- 廃棄物は南極条約環境保護議定書附属書III(廃棄物の処分および廃棄物の管理)、IV(海洋汚染の防止)に従って管理してください。
- すべての所持品、装置、ゴミが強風や野生動物の採餌行動により環境中に散布されないように保管されているか常に確認してください。

原生地域としての価値

- 湖、河川、その他の水系を(歩行、体や機材の洗浄、投石などで)乱したり、汚染してはなりません。
- 南極にある人工物や自然に名前を書いたり、落書きをしたりしないでください。
- 羽、骨、植物、土壌、岩、隕石、化石など、人工の物、生物・地質由来の物質のいずれも記念品として持ち帰ってはいけません。
- テントや機材は、できる限り雪の上や以前に使用されたことのあるキャンプ場に設置してください。

安全面

安全のための予防策/準備

- 南極圏の天候条件は非常に厳しく、頻繁に変化しますので、その条件に適用できる機材、服装をご用意ください。南極圏では予期できぬことも起こりうるため、非常に危険な状況に置かれる可能性があります。
- 自分の能力の限界や南極圏の危険性を認識し、状況に合った行動を取ってください。常に安全性を考慮して計画を立ててください。

- オットセイのような危険で縄張り意識の強い野生動物からは、陸上海上を問わず、安全な距離を保つようにしてください。可能な限り15~25m以上の距離を保ちます。
- オットセイは、岩の上や岩の間に隠れていることがあるため、歩く場所に注意してください。海氷の端から安全な距離を保ち、海氷の亀裂をまたぐときは注意してください。
- トウゾクカモメは非常に縄張り意識の強い鳥で、自分の巣に近づいてきた人に急降下して攻撃します。このような場合は、攻撃が始まった場所から離れ、後退してください。
- 野生動物は、ペンギンでさえ、深刻な被害をもたらす可能性があります。リスクを過小評価しないでください。
- 団体で行動している場合、責任者の忠告や指示に従って行動してください。南極での生存は一刻を争う場合がある(特に急性低体温症の場合)ため、団体から離れないでください。
- 適切な備品、または経験がない場合には、絶対に氷河や雪原を歩かないでください。クレバス(氷河の深い割れ目)に落ちる危険性があります。
- 崩壊中の氷河付近にいる際は警戒してください。砕けた氷の破片が危険な波を発生させることがあります。
- 気候変動に伴う永久凍土の溶解は雪崩のリスクを高めるため、岩やボルダールに登るときは特に注意してください。
- 南極圏では常に救助隊が来るとは限りません。しっかりとした行動計画、機材、経験のあるスタッフがいることが一番の安全対策になります。
- 緊急避難小屋には緊急時以外立ち入らないでください。小屋の食料や装置を使用した場合、緊急事態終了後に最寄りの研究基地または南極での訪問者の活動を承認・許可した国家当局に報告してください。
- 喫煙制限は必ず守ってください。燃焼型のランタンと裸火は歴史的建造物内および周辺では使用が禁止されています。また火災の恐れのある行動には細心の注意を払ってください。南極という非常に乾燥した地域では常に火災に対して細心の注意が必要です。

上陸と移動時の必須事項

移動

- 航空機、船舶、小型ボート、ホバークラフトまたはその他の移動手段にて陸上および海上で野生動物の邪魔となるような行動は取ってはいけません。
- 鳥類やアザラシの密集地域では上空飛行は避けてください。決議2(2004年)の鳥類集中地近辺における航空機操作ガイドラインに従ってください。
- 小型ボートの燃料タンクへの給油は、こぼれても環境中に漏れないよう、船上などで行わなければなりません。
- 小型ボートに土壌、植物、動物が含まれていないことを、船から陸への上陸作業開始前に確認してください。
- 小型ボートは、野生生物への干渉を最小限に留め、野生生物と衝突したりすることのないよう、常に針路と速度を調整してください。

船舶²

- 1つの土地には、一度に1隻のみが訪問できます。
- 500人以上の乗客を収容する船舶は、南極で上陸してはなりません。

乗船者の上陸

- 上陸するサイトに特別な条件がない限り、一度に最大100人までの乗客が上陸できます。
- 船舶からの上陸中は、上陸する土地に、より多くのガイドを必要とする特別な勧告がある場合を例外として、ガイド1人につき乗客20人の割合となるようにしてください。



¹本ガイドラインの内容の適用に対する例外は、その活動が科学的または政府による公式な活動であって、その実行が必要とされ、国内の管轄当局から事前に承認を得ており、関連する国内当局の要件をすべて満たしている場合に限り行われることが認められます。

²船舶とは、12人を超える乗客を運ぶ船と定義されています。